

# 市原案説明会のお知らせ

～横浜市景観計画・都市景観協議地区の変更の原案について～

本市ではこれまで、平成18(2006)年に横浜市景観ビジョンを定め、平成20(2008)年には景観計画・都市景観協議地区の指定など、地域特性を生かし魅力的な景観を誘導し、夜間に関しても地区ごとの特性を生かし街のシンボルを際立たせるなど、落ち着いたある夜間景観の形成を行ってきました。また、令和3(2021)年には、プロジェクションマッピングなどの新たな映像技術による屋外広告物についても適切に対応できるよう、屋外広告物条例を一部改正しました。

これまでの取組における考え方を継承しながらも、夜間景観を取り巻く状況の変化に積極的に対応し、魅力的な夜間景観形成を進めていくため、令和4(2022)年7月に「横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドライン」を策定しました。これに伴い、屋外広告物条例の一部改正及びガイドラインを反映した制度運用を行えるよう、景観計画・都市景観協議地区（裏面参照）を一部変更します。つきましては、変更の原案の内容や今後の手続きについて説明会を開催します。

## 市原案説明会・市原案縦覧・意見書受付

### ■原案説明会

#### ○開催日時

令和4年9月4日（日）午前10時から午前11時30分  
9月6日（火）午後7時から午後8時30分  
※申込不要です。当日直接会場へお越しください。

#### ○会場

横浜市技能文化会館 8階 802大研修室  
(中区万代町2丁目4番地7)  
JR根岸線：関内駅（南口）から徒歩5分  
市営地下鉄：伊勢佐木長者町駅（出口2）から徒歩3分  
※駐車場のご用意はありません。公共交通機関をご利用ください。

### ■市原案縦覧・意見書受付

#### ○期間

令和4年9月6日（火）から9月20日（火）まで

#### ○縦覧場所

- ①市庁舎29階都市整備局景観調整課 窓口  
※窓口は午前8時45分から午後5時15分まで、土・日・祝を除く
- ②HP（下記URLまたはQRコードよりアクセス）  
[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/keikanchosei/keikanseido/revise2022\\_opinion.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/keikanchosei/keikanseido/revise2022_opinion.html)

#### ○意見書提出方法

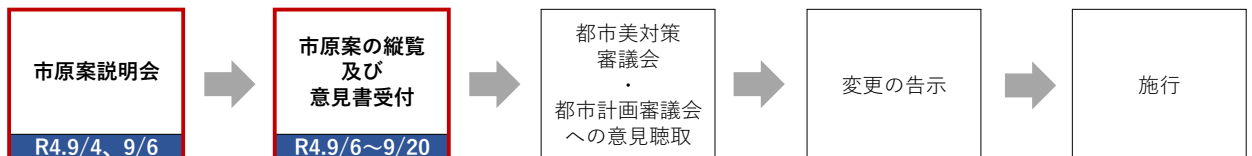
- ①電子申請
- ②意見書（様式あり）を景観調整課まで持参、郵送、FAX、Eメール添付で提出  
※詳細についてはHPを御確認ください。



横浜市技能文化会館 案内図



## 今後の手続きの流れ



裏面に続く

## 景観計画・都市景観協議地区の主な変更の概要

これまで本市が取り組んできた地区の特性を生かした落ち着いた夜間景観の形成・誘導を継承しながらも、イベントの増加や光を演出する技術の発展など、夜間の照明演出や屋外広告物を取り巻く状況の変化に対応するため、下記の内容などについて変更します。

- イベント時の特別な演出や屋外広告物によるにぎわい形成を適切に誘導することができるよう、これまで規定されていなかった投影広告物を新たに規定するとともに、協議における指針を一部追記します。
- 歴史的建造物のライトアップは、意匠などの特徴を魅力的に演出するよう工夫することを追記するとともに、協議の対象に新たに追加します。

(※詳細な内容及びその他の変更点については、縦覧期間中にHPまたは窓口でご確認ください。)

### 景観計画・都市景観協議地区とは

#### ■景観計画

横浜市では、景観法に基づき市内全域を対象区域として「横浜市景観計画」を定めています。関内地区、みなとみらい21中央地区、みなとみらい21新港地区、山手地区の4地区については、重点的に景観形成を進めていく地区として、建築物や工作物、屋外広告物などについて、高さや色彩などの基準等を定めています。4地区内で建築物の建築等を行う際には事前に横浜市への届出を行う必要があります。

#### ■都市景観協議地区

景観条例に基づき、区域や魅力ある都市景観を創造するための方針、行為に関する設計の指針（行為指針）などを定めたものです。現在、上記4地区を都市景観協議地区として定めており、この4地区内においては、あらかじめ定めてある方針や行為指針に基づき、事業者と横浜市が創造的な協議を行い、質の高い都市景観の創造を目指します。

## お問い合わせ先

### ○景観計画・都市景観協議地区の市原案に関する問合せについて

#### <関内地区>

横浜市都市整備局都心再生課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階 TEL:045-671-2673 FAX:045-664-3551

#### <みなとみらい21中央地区>

横浜市都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階 TEL:045-671-3516 FAX:045-651-3164

#### <みなとみらい21新港地区>

横浜市港湾局整備推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎30階 TEL:045-671-7342 FAX:045-550-3598

### ○景観計画等の手続きに関する問合せについて

横浜市都市整備局景観調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階 TEL:045-671-3470 FAX:045-550-4935